



銀草 (しろがねよし)

W
PA Certified Public Tax Accountants Office
パワーアライアンス税理士事務所

News

編集 発行人

パワーアライアンス税理士事務所
税理士 若杉 治
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03 (5365) 4744(代)
FAX 03 (5365) 4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

9月

(長月) SEPTEMBER

18日・敬老の日
23日・秋分の日

日	・	10	24
月	・	11	25
火	・	12	26
水	・	13	27
木	・	14	28
金	1	15	29
土	2	16	30
日	3	17	・
月	4	18	・
火	5	19	・
水	6	20	・
木	7	21	・
金	8	22	・
土	9	23	・

9月の税務と労務

国 税／8月分源泉所得税の納付

9月11日

国 税／7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 10月2日

国 税／1月決算法人の中間申告

10月2日

国 税／10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 10月2日



ワンポイント 空き店舗の固定資産税住宅用地特例の見直し

住宅用地に対しては固定資産税を最大6分の1まで減額する特例があり、店舗併用住宅にも特例の適用が認められていますが、空き店舗には、この特例を認めないとする政府の方針が6月に決定されています。詳細は年末に公表される与党税制改正大綱で明らかにされます。

個人情報保護法

2015年に個人情報保護法が改正され、今年の5月30日から全面施行されました。

個人情報保護法とは

個人情報保護法は2003年に公布、2005年から施行されました。それ以前の1980年にOECD理事会から、プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する勧告を受けて、政府は1999年に個人情報保護法の法制化の検討をはじめました。

個人情報保護法が施行されてから10年以上が経過し、その間に情報通信技術は大きく発展しました。特に「地上デジタル放送への移行」や「スマートフォンの普及」「マイナンバー制度の開始」は、ユーザーと事業者にとって大きなメリットが生まれる反面、法律が施行された当初は想定できなかった個人情報漏えいのリスクが高まるなど、様々な問題も発生するようになりました。そこで2015年に法律が改正され、今年から全面施行されました。

改正内容

今回の改正では、個人情報を取り扱うルールが大きく変わりました。個人情報を取り扱う企業は、新しいルールに対応する必要があります。

改正内容は、「個人情報の定義の明確化」「適切な規律

の下で個人情報の有用性を確保」「個人情報の保護を強化」「個人情報保護委員会の新設およびその権限」「個人情報の取り扱いのグローバル化」「その他改正事項」の6項目で構成されています。

個人情報とは

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、氏名や生年月日その他の記述などによって特定の個人を識別することができるものと定義されています。今回の改正では、①身体の一部の特徴をデータ化した文字・番号・記号その他の符号や、②サービスの利用者や個人に発行される書類などに割り当てられた文字・番号・記号その他の符号のうち一定のものを「個人識別符号」と定義し、個人識別符号が含まれるものを個人情報とすることで、保護の対象を明確にしています。これは、情報通信技術が発展することと合わせた改正といえるでしょう。

個人情報取扱事業者とは

個人情報データベースなどを事業活動に利用している者は、個人情報保護法で定められた義務を負います。この事業者のことを「個人情報取扱事業者」といいます。メールソフトのアドレス帳や携帯電話の電話帳、リスト化された従業者や顧客台帳などが、個人情報デ

ータベースに該当します。

従来の法律では、5,000人分以下の個人情報を取り扱う小規模な事業者は対象ではありませんでした。しかし、取り扱う個人情報の数が少なくても、個人の権利利益を侵害する危険性が高まっていることから、改正によって5,000人分以下の個人情報を取り扱う事業者についても、この法律の義務規定を負うようになりました。

事業者の義務

個人情報を取り扱う事業者は、個人情報を取得する際には、あらかじめ利用目的をできる限り特定し、その利用目的の範囲内で取り扱う必要があります。また、個人情報は適正な方法で取得し、取得する際には利用目的の通知や公表を行うことが求められます。

取り扱う個人情報が個人データに該当する場合には、データの漏えいや滅失・き損を防止するなど、安全管理措置を講じなければいけません。また個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ本人から同意を得る必要があります。逆に個人データを第三者から受領した者は、提供者の氏名やデータの取得経緯などを記録し、その内容を一定期間保存しなければいけません。

民泊に対する規制

10年ほど前から、インターネットの仲介サイトを通じて、外国人観光客に自宅や投資用マンションを貸し出す、新しいビジネスモデルが出現しました。このビジネスを「民泊」といいます。民泊に対して従来の旅館業法で規制すると、ほとんどが要件を満たしておらず、無許可の民泊が増加するといった問題が発生しました。そこで住宅宿泊事業法(いわゆる「民泊新法」)の法案が国会に提出され、今年6月に成立しました。

民泊新法の対象

民泊新法では、既存の住宅を1日単位で利用者に貸し出します。1年間で180日を超えない範囲内で、有償かつ反復継続するものを「住宅宿泊事業」と呼び、この法律の規制の対象としています。また、国家戦略特別区域の特区民泊については、その区域の条例によって規制されています。

民泊新法の対象となる建物は「住宅」です。家屋内に台所や浴室、洗面設備など生活の本拠として使用するために必要な設備が設けられているものでなければいけません。つまり、台所や洗面設備が備わっていない倉庫などといった建物は、民泊として提供することができません。あくまでも住宅という位置付けなので、ホテルや旅館の営業をすることができない住宅専用地域でも、民泊は営業をすることが可能になります。



住宅宿泊事業者

民泊事業を行う人を「住宅宿泊事業者」といいます。住宅宿泊事業者は、氏名や住所、民泊施設として提供する予定の住宅の図面などを、あらかじめ都道府県知事に届け出る必要があります。もし法人が住宅宿泊事業者になる場合は、その商号や役員の氏名を届け出ます。また、住宅宿泊管理業務を委託する場合は、委託する住宅宿泊管理業者の商号又は氏名などを届け出なければいけません。

住宅宿泊管理業者

民泊施設として使用する住宅についての管理運営を行う人を「住宅宿泊管理業者」といいます。住宅宿泊事業者が住宅宿泊管理業者を兼務することもできますが、例えば休暇で旅行に行く間に自宅を貸し出すような場合は、自分自身が住宅宿泊管理業者になることができません。この場合は、他の住宅宿泊管理業者に業務を委託する必要があります。

住宅宿泊管理業者は、国土交通大臣の登録を受ける必要があります。登録は5年ごとに更新され、登録簿は一般に公開されます。

住宅宿泊事業者の義務

住宅宿泊事業者には、民泊として提供する施設について次のような管理を行うことが義務付けられています。自分自身で管理運営ができない場合は、住宅宿泊管理業者にその業務を委託することになります。委託を受けた住宅宿泊管理業者は、その管理業務の全部を他の業者に再委託することは禁止されています。

- ①各居室の床面積に応じて宿泊者数を制限することや、定期的に清掃するなど、宿泊者の衛生の確保が求められています。
- ②非常用照明器具の設置や避難経路の表示など、宿泊者の安全を確保しなければいけません。
- ③設備の使用方法や移動のための交通手段などについて外国語により情報を提供するなど、外国人観光客である宿泊者の快適性及び利便性に配慮が必要です。
- ④宿泊者名簿を備え、宿泊者の氏名・住所・職業など一定の事項を記載しなければいけません。
- ⑤周辺地域の生活環境に悪影響が及ばないように宿泊者に対して説明をすることや、周辺地域の住民からの苦情や問い合わせに対して、適切かつ迅速に対応しなければいけません。

事前復興

1923年9月1日に関東大震災が発生しました。

このとき、190万人が被災し10万人以上の方が死亡または行方不明となるなど、甚大な被害が生じました。このことから1960年に、9月1日が「防災の日」と制定されました。

災害対策には大きく分けて、「防災」「減災」「復興」の3種類があります。

「防災」は、家屋の耐震化や津波対策として防波堤を建設することなど、主に直接被害を軽減する対策をいいます。

「減災」は、避難路となる主要道路や細街路を整備すること、津波発生時における情報伝達、要援護者の見守りネットワークを構築することなど、主に間接被害を軽減する対策をいいます。

そして「復興」は、通常は災害が発生した後に進めるべきものと考えられています。

1995年1月に発生した阪神・淡路大震災を踏まえて、同年7月に全面改訂された国の防災基本計画に「事前復興」という表現が記載されました。事前復興とは、平時のうちに災害が発生した際のことを想定して、被害の最小化につながる都市計画や街づくりを推進することをいいます。

東京都では20年前から事前復興の取り組みを進めており、1997年に「東京都都市復興マニュアル」が、1998年には「東京都生活復興マニュアル」が策定されました。そして1998年度からは都市復興マニュアルを基にした市区町村職員向けの「都市復興図上訓練」が開始され、この訓練は現在も、都内49市区から80名程度の職員が参加して開催されています。さらに2001年には、都市スケールでの復興空間ビジョンの考え方をまとめた「東京都都市復興グランドデザイン」が策定されました。

このような東京都の取り組みは、都内の多くの市区などでも拡がりを見せています。

POSAカード

コンビニエンスストアなどで、iTunesやGoogle Playなどのカードが販売されているのを見かけます。このようなカードを「POSAカード」と呼びます。POSAとはPoint Of Sales Activationの略で、インターネット通販のプリペイドカードやデパートで使えるギフトカードなどがあります。

POSレジでバーコードをスキャンして初めて有効になります。

したがって陳列しているカード自体には価値がないので、店側にとっては盗難の心配がありません。購入者にとっては、POSAカードを利用すれば、インターネット通販の決済にクレジットカード情報を入力する必要がなくなり、安心して使えるカードといえます。

カードには、金額が指定されているものと、最低・最高金額が表示されており1円単位で購入できるものがあります。

アイドルエコノミー

「使われていない」「空いている」ものを活用するビジネス、「アイドルエコノミー」が注目されています。アイドルタイム（工場で直接生産に使用しない時間帯）から作られた言葉で、経営コンサルタントで高麗大学名誉客員教授の大前研一氏が提唱したとされています。

アイドルエコノミーは、大阪のあるクリーニング店では、店舗も機械も持たずクリーニング工場のある空いている設備と宅配業者を活用して、宅配クリーニングサービスを展開しています。また、格安ネット印刷サイトを運営する事業者は、印刷機の稼働率に目を付けて、自社では印刷機を持たないビジネスを展開しています。

このようなビジネスは、様々な業界に広がっていくことが予想されていますが、一つのものに有効活用することによる、経済規模の縮小が懸念されます。